

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在の会社C（以下「会社」という。）に雇用され、マネージャーとして、総務経理の業務に従事していた。

請求人によれば、前任者からの引継ぎがなかったこと等により不安が募り、平成〇年〇月〇日頃から、不眠、食欲不振、震え、動悸等の症状が出現したという。

請求人は、同年〇月〇日、Dクリニックに受診し、「適応障害による不安抑うつ状態」と診断され、その後、平成〇年〇月〇日にE病院において、同月〇日にFクリニックにおいて、それぞれ受診したところ、共に「双極性感情障害」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人の精神障害の発病及び発病時期について、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「傷病名は、不眠、食欲不振、突然泣けてきて感情不安定になる、頑張っている会社に行くが震えて息苦しくなるなどの訴えからICD-10診断ガイドラインの『F43.22 適応障害による不安抑うつ状態』であり、発病の時期は不明である。」と述べている。H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「傷病名は、平成〇年〇月頃より不眠、意欲低下、集中困難、食欲低下などのうつ病症状を認め、同月に一時期であるが、社交性の増大、浪費などの躁状態を認めたことからICD-10診断ガイドラインの『F31 双極性感情障害』であり、発病時期は、請求人及び家族の訴えから同年〇月頃である。」と述べている。I医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「傷病名は、初診時(同年〇月〇日)」の抑うつ、不安、感情失禁、興味・決断力の低下、無分別な行動をとる、パニック様の発作などの症状・主訴から判断すると、『双極性感情障害』であり、発病時期は不明である。」と述べている。労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会(以下「専門部会」という。)は、同年〇月〇日付け意見書において、要旨、「診療を行った医師の意見書等から、平成〇年〇月に強い不安の出現や動悸、呼吸苦、不安の主訴があることや請求人が述べる症状の出現状況及び療養の経過から、傷病名はICD-10診断ガイドラインの『F31 双極性感情障害』であると判断され、発病時期は平成〇年〇月上旬頃とすることが妥当である。」

と述べている。

当審査会としても、請求人の症状の推移及び診察した医師の意見に鑑みると、専門部会の意見のとおり、ICD-10診断ガイドラインの「F31 双極性感情障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したと判断することが妥当であり、発病時期についても上記医師らの意見が一致している平成〇年〇月上旬頃であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について（平成23年12月26日基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、認定基準別表第1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表第1」という。）の「特別な出来事」に該当する出来事及び極度の長時間労働は認められない。そこで、「特別な出来事以外の出来事」についてみると、請求人は、平成〇年〇月〇日監督署受付の申立書において、「新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった」、「上司が不在になることにより、その代行を任された」、「長時間労働を行った」及び「複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった」等の出来事があったと主張し、また、これらの出来事のほか同年〇月〇日付け聴取書において、「今までの決算書が全くでたらめで、架空の支払いがあると思われ、このままでは会社の不正経理に加担してしまい、何か悪いことをしているのではと恐怖を感じるようになった。」旨申述しているので、以下検討する。

ア 「新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった」と主張する内容は、要旨、請求人が平成〇年〇月〇日に経理担当として会社に入社した後、前任者からの経理事務の引継ぎがなく、同月〇日に書類の入った段ボールの箱を渡されただけであり、会社の決算は〇月であるにも関わらず〇月までしか記帳されておらず、領収書もなく、過去3年分の決算書と会社の売上げと支出の数字が全く合わない状態で、パソコンのデータ検索や一覧表や仕訳書などを作成することから始めなくてはならず、大変だったというものである。J社長は、請求人の主張内容についてはおおむね認めており、資金繰

り表は請求人と2人でエクセルで作成したものの、請求人はいろいろ大変だったと思う旨述べる一方、ある程度経理の経験があれば十分可能な事務処理であり、また、仕組みが分かってくれば対応可能と思うなどとも述べている。

同出来事は、認定基準別表1の具体的出来事の「仕事内容・仕事の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめて検討することが妥当であると思料するところ、請求人は、資料やデータなどがそろっていない中で経理業務を行わざるを得なかったものであり、一定の苦労があったことは想像されるものの、請求人は会社に入る前に経理事務の経験があり、また、J社長と2人で事務処理を行ったものと認められ、さらに、月100時間以上の長時間の時間外労働も認められないことから、当審査会としても、決定書理由第2の2の（2）のイの（ア）のbに説示するとおり、その心理的負荷の総合評価は「中」とすることが妥当であると判断する。

イ 「上司が不在になることにより、その代行を任された」との主張については、請求人の申述や意見書等を精査するも具体的内容は不明である。会社関係者の申述によれば、入社時に請求人はJ社長の婚約者として紹介され、マネージャーとして入社したとしており、また、Kによると、経営者側に立って仕事をしているように見えたと述べていることから、J社長が不在のとき、社長に代わって請求人が対応したことがあった可能性は高いと思料されるものの、いずれにしても、当該出来事の具体的な内容が不明である以上、心理的負荷の評価の対象とすることはできない。

ウ 「長時間労働を行った」との主張について、発病前おおむね6か月間の時間外労働時間数をみると、発病前1か月間が17時間54分、発病2か月前の1か月間が監督署長集計で61時間30分、審査官集計で46時間10分であり、恒常的な長時間労働を行ったとは認められない。なお、請求代理人は、監督署長及び審査官が集計した時間外労働時間数に問題があり、納得できない旨主張し、請求人側が集計した時間外労働時間数は、平成〇年〇月が62時間30分、同年〇月が56時間であるとしているが、その算定方法は明確では無く、主張は採用できない。なお、この点、仮に時間外労働時間数が請求人側が集計したものであったとしても、月に100時間を超えるようなものではなく、極度の長時間労働あるいは恒常的な長時間労働であったと

は認められない。

エ 「複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）と主張する内容は、業務を委託していたLにおいて、6人でやっていた業務を会社では2人で行うことになったというものであり、さらに、経理関係業務は実質的に請求人1人で処理しなければならなかったとするものである。この点について、J社長は、要旨、業務委託を辞めた後、請求人とM主任の2人で経理を行うことにしたが、月2回のスタッフフォローの電話を止め、経理も自社だけの分となっており、業務量が従前と違うとともに、主にM主任、K及びN課長で業務を行い、請求人はチェックだけであったので、そんなに大変ではなかったと思うと述べている。J社長の申述からみて、少なくとも業務の委託先であるLで行っていた業務量より相当程度削減された状態であったことは事実であると認められ、さらに、社長の婚約者として経営者的な立場において業務を行っていたとの会社関係者の申述があることも勘案すると、過重な業務を強いられたとは判断できないものであり、当該出来事の心理的負荷の総合評価は、当審査会としても、決定書理由第2の2の（2）のイの（ア）のcに説示するとおり、「弱」とすることが妥当であると判断する。

オ 「今までの決算書が全くでたらめで、架空の支払いがあると思われ、このままでは会社の不正経理に加担してしまい、何か悪いことをしているのではと恐怖を感じるようになった。」との申述については、当該出来事を認定基準別表1の具体的出来事に当てはめると、「会社で起きた事故・事件について、責任を問われた」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）を類推適用するも、請求人自身が不正に加担したわけでもなく、当然のことながら責任も問われないものであり、当審査会としても、決定書理由第2の2の（2）のイの（ア）のaに説示するとおり、その心理的負荷の総合評価は「弱」とすることが妥当であると判断する。

カ 以上のとおり、業務による心理的負荷の総合評価は「中」が1つと「弱」が2つであって、その全体評価は「強」には至らないものであり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

（4）なお、請求代理人は、意見書及び本件公開審理において、種々主張しているが、それらの主張について子細に検討したが、上記判断を左右するものは見い

だすことはできなかった。

- 3 以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。